

(別記様式第1号)

計画作成年度 計画変更年度	令和2年度 令和2年度
計画主体	湯河原町

湯河原町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林水産課
所在地	湯河原町中央2-2-1
電話番号	0465-63-2111
FAX番号	0465-64-0300
メールアドレス	nousui@town.yugawara.kanagawa.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	湯河原町

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	中晩柑	98,092円 0.07ha
	トマト	666,157円 0.02ha
	キュウリ	428,398円 0.04ha
	スイカ	327,747円 0.04ha
	カボチャ	73,980円 0.25ha
	落花生	116,626円 0.15ha
イノシシ	ミカン	773,625円 0.28ha
	中晩柑	120,571円 0.06ha
	ブルーベリー	2,577,830円 0.33ha
	サトイモ	1,579,676円 0.20ha
	スイカ	510,269円 0.06ha
	キウイフルーツ	162,908円 0.06ha
	栗	46,121円 0.11ha
シカ	—	—

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザルによる被害は、P1群（2頭）、T1群（28頭）の2群により年間を通して発生している。特にみかんの収穫時、温州、晩柑の区別なく、町内全域で多くの被害が出ている。また、市街地の民家へ侵入し、食料品等を強奪し、人へ威嚇するといった生活被害が発生している。</p> <p>イノシシによる被害は、山間部に隣接している農地を中心に、年間を通じて発生している。農作物への直接的な被害だけではなく、掘りおこし、石垣を崩す等の被害を発生させている。また、山間部や農地と接する人家においても庭の掘りおこしや鉢植えの破損、家庭菜園の食害のほか、人とイノシシとの鉢合わせといった脅威も発生している。</p> <p>ニホンジカによる被害は、直接的には被害報告が上がっていないが、町内（山間部）での目撃情報等もあることから、森林内部での被害が広がっていると思われる。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	7, 4 8 2 千円	5, 2 3 8 千円
被害面積	1. 6 7 h a	1. 1 7 h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハナレザルや人身被害を起こした加害個体の箱わなによる捕獲 ・ イノシシ・ニホンジカに対し、（公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部又は湯河原町鳥獣被害対策実施隊によるわなの設置による捕獲 ・ 狩猟免許取得支援助成金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンザルのコドモ等の錯誤捕獲が多く、加害個体を捕獲するのが困難 ・ わなの設置や止め刺しができる人材の確保と高齢化 ・ イノシシ・ニホンジカのわなの設置場所の増による見回りやエサやりの負担の増大。特にシカは、出没地域が山間部にあり、わなを設置する場合は、設置場所が遠くなるため負担が大きい。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員による追い払い（エアガン・爆竹等） ・ （公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部による組織的追い払い ・ かながわ西湘農業協同組合町内各支店にて構成される追い払い隊による定期的な追い払い（エアガン、爆竹等） ・ 湯河原町鳥獣被害対策実施隊による追い払い（爆竹、煙火等） ・ 希望者へ爆竹、花火、煙火の配布 ・ 町内の幼・保育園、小・中学生及び保護者に対し被害防止に関するチラシの配布 ・ 人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発 ・ 野菜残さの埋設励行など誘引物の除去 ・ 電気柵等の設置への補助金の交付 ・ かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会におけるわなの設置等に関する技術向上の研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動域が市街地またはその周辺の畑に下りてきている。 ・ 市街地や山間地のため、単発的な追い払いを行っても、すぐに戻ってきてしまい効果がない。 ・ 荒廃農園の増により、ニホンザル・イノシシの隠れ家となる場所が増えている。

(5) 今後の取組方針

○共通

関係機関が連携を密にし、効果的な被害防止対策を進めていく。
効果的な被害防止とわなの管理に関する負担を軽減するため、ICTやIoTといった先進技術を活用した行動把握や捕獲方法を検討・試行する。
電気柵等の被害防止対策への補助金の交付を引き続き実施する。
狩猟免許取得支援助成金の交付を引き続き実施する。

○ニホンザル

継続的な追い払いと、人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動や野菜残さ等の誘引物の除去など、集落環境整備を実施する。

また、第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、適正規模とするための群れの縮小・維持を目標とした個体数調整を実施するとともに、人身被害を発生させる加害個体の捕獲を行う。

荒廃園対策として放任果樹の除去等を鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等を通じて指導を行う。

農業被害対策としては、農業者自ら追い払いをすることや、電気柵の導入について指導していく。

○イノシシ

農業被害防除のために、わな、銃器により捕獲を行う。農業被害報告を行わない農家に対し、きちんと報告するよう求める。

荒廃農園や竹藪がイノシシの隠れ家ならないよう、所有者が農地の草刈りや竹藪の間伐等を実施し、適正に管理するように啓発活動を実施する。

○ニホンジカ

農業被害が挙がってくる状況下では、農業被害防止策が追い付かない事態となっていることが他地域での経験上で明らかになっていることから、生息分布の拡大防止及び個体数の増加を抑制するよう、わな、銃器により積極的な捕獲を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○湯河原町職員

- ・被害通報による追い払い等の活動
- ・関係機関との連絡調整、情報共有
- ・箱わなによる捕獲を実施
- ・ICT・IoTといった先進技術を活用した行動把握や捕獲方法の検討・試行

○かながわ西湘農業協同組合

- ・追い払い隊による定期的な追い払い
- ・鳥獣対策部会におけるわなの設置等に関する技術向上の研修会等の実施

- （公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部
 - ・定期的な追い払い
 - ・箱わな、括りわな等による捕獲を実施
- 湯河原町鳥獣被害対策実施隊
 - ・有害鳥獣の捕獲、被害防護柵の設置、その他鳥獣被害防止対策に関することについて、湯河原町鳥獣対策協議会、かながわ西湘農業協同組合、（公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部湯河原方面支部と連携し、実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）
令和3年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）
令和4年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に必要な機材の導入 ・加害個体の特定 ・個体数の抑制（定着防止）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ニホンザル	第4次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、毎年度実施計画を定めて実施する。また、住民の生命、身体又は財産にかかる被害が生じ、又は財産にかかる被害を生じさせるおそれがある場合、加害個体の捕獲を行う。
○イノシシ	生息状況及び被害状況を鑑みて捕獲数等を設定し、有害捕獲を実施する。
○ニホンジカ	毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき捕獲数等を設定し、被害拡大防止のために有害捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル（※1） （P1群・T1群）	7頭	2頭	2頭
イノシシ	280頭	280頭	280頭
ニホンジカ（※2）	70頭	70頭	70頭

- (※1) ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定める。
- (※2) ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

捕獲等の取組内容
○ニホンザル 箱わなを使用して捕獲を行う。
○イノシシ 年間を通してわな及び銃器を使用して捕獲を行う。
○ニホンジカ 年間を通してわな及び銃器を使用して捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	農業者自らにより設置するように促す。	農業者自らにより設置するように促す。	農業者自らにより設置するように促す。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。住宅地周辺の荒廃園の整備を行う。 ・地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。
令和3年度	ニホンザル イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農業委員会、農業協同組合等と活動を進める。住宅地周辺の荒廃園の整備を行う。 ・地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。
令和4年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹等の撤去について鳥獣対策協議会、農

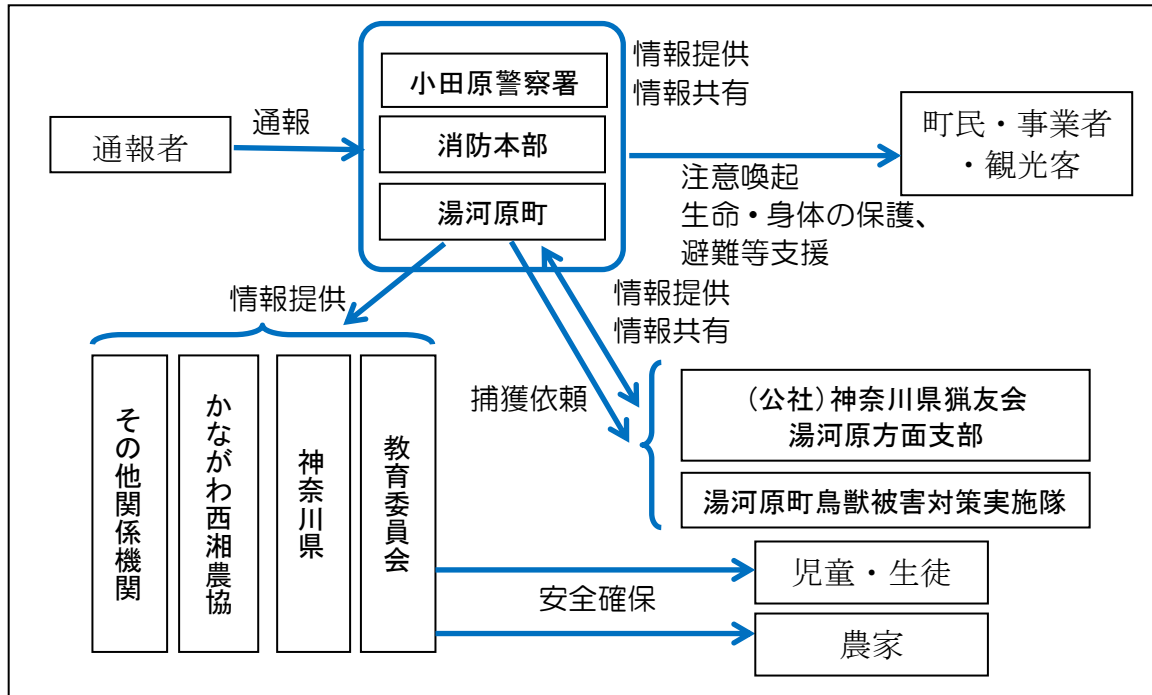
	イノシシ ニホンジカ	業委員会、農業協同組合等と活動を進める。住宅地周辺の荒廃園の整備を行う。 ・地域における、被害防止のための対策などについて周知活動を進める。継続的な追払い活動を続けていく。
--	---------------	---

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯河原町	情報収集 関係機関との連携・情報提供 町民、事業者、観光客への注意喚起、生命・身体の保護、避難等の支援
湯河原町消防本部	情報の共有、町民、事業者、観光客の生命・身体の保護、避難等の支援
湯河原町教育委員会	児童生徒の安全確保
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県小田原警察署	情報の共有 町民、事業者、観光客の生命・身体の保護、避難等の支援
かながわ西湘農業協同組合	周辺農家の安全確保
(公社) 神奈川県猟友会湯河原方面 支部	捕獲の実施
湯河原町鳥獣被害対策実施隊	追払い・捕獲の実施
その他関係機関	必要に応じた情報の共有

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ニホンザル
神奈川県ニホンザル管理計画に基づき処分する。錯誤捕獲の場合は学習放獣を行う。
- イノシシ・ニホンジカ
埋設、焼却処分又は自家消費を基本とする。
ジビエとして利活用可能な捕獲個体については、近隣市町村等の処理加工施設と連携して、可能な限り有効利用する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- イノシシ・ニホンジカについては、埋設に係る負担を軽減するとともに、捕獲個体をジビエに利用し、地域の特産として有効活用するため、隣接市である静岡県熱海市の「野生動物解体処理施設 山の恵」と連携・協力して、利活用可能な捕獲個体は可能な限り当該施設に搬入を行う。
- 搬入実績
平成30年度：イノシシ 20頭

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 湯河原町鳥獣対策協議会

構成機関の名称	役割
湯河原町役場	事務局、被害への対応
かながわ西湘農業協同組合	被害への対応、追払い隊・狩猟免許の取得による捕獲の担い手の育成
(公社)神奈川県猟友会湯河原方面支部	定期的な追払い

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支 援センター）	対策提案、対策指導、技術支援、 情報提供
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	被害対策等についてのアドバイ ス等

(3) 湯河原町鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年6月3日に設置

構成員は非常勤職員（（公社）神奈川県猟友会湯河原方面支部のうち、有害鳥獣駆除活動を経験した者で支部長が推薦する者、湯河原町有害鳥獣対策協議会委員の内、委員長が推薦する者、湯河原町長が特に認めた者）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

かながわ西湘農業協同組合湯河原支店鳥獣対策部会とも連携し、地域と一体となって被害防止に取り組んでいく。

ニホンザルの生息域は、静岡県にもまたがることから、隣接する静岡県、熱海市、神奈川県及び当町において湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議により情報交換を行う。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等について、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討し実施する。